

ORAN 袋井ジュニアユース 規約

第1条 【名称及び所在地】

当クラブは、《ORAN 袋井 (おらんフクロイ)》とする。事務局は袋井市葵町一丁目 1-1 とする。

第2条 【育成理念】

サッカーを通して、人間形成の場とし、人としてのモラルを身に付け、大人へと成長 していく過程の中で、多くの人との出会いを通じて、学ぶことの大切さを心掛ける。 地域の人に愛され、目標とされるチームを目指す。

第3条 【育成方針】

目先の、その時の勝利を目指すのではなく、自立期における成長を促す。この先のいくつもの困難に立ち向かっていくことのできる強い意識を育てる。 何が良いのかという、基準で物事を考え、行動し乗り越えていける人間力を育てる。

第4条 【入会資格】 下記の事項を厳守できる者とする。

- (1) 何事にも屈しない、強い意志と強い気持ちで挑める者。
- (2) 他者を尊重し、模範となる者。
- (3) 学業とサッカーの大切さを理解できる者。
- (4) サッカーの本質を追求できる者。
- (5) コミュニケーションがとれる者。
- (6) 中学校サッカー部や他クラブチームへ選手登録をしていない者。

第5条 【入会義務】

- (1) 活動に関わる指導者、選手は、スポーツ障害保険に加入すること。
- (2) 全ての行動（挨拶、私生活、学校区内、移動時など）を人として考えられること。

第6条 【活動方針】

- (1) 日本サッカー協会並びに、静岡県サッカー協会・袋井サッカー協会が主催する行事への参加。
- (2) 地域のサッカー普及活動への参加、及び活動場所等の清掃含めたボランティア活動の実施。
- (3) サッカー協会への登録は、当クラブで行う。
- (4) 遠征、合宿、招待試合等の当クラブの行事への参加。

第7条 【会費】 クラブが活動、運営に必要とされる会費を納めること。

- (1) 年会費 12, 000 円は、スポーツ傷害保険料、登録費に使用する。
- (2) 月会費は、9, 000 円とする。

兄弟での入会時は、2 人目以降は割引とし、年会費は半額の 6, 000 円とする。

- (3) 月会費は毎月 20 日、年会費は毎年 4 月に自動引落とす。
- (4) チーム活動に必要な、ウェア・ユニホーム等は入団時に購入していただき、その都度徴収する。
- (5) 遠征・合宿・マイクロバス使用の際、加えて土日の活動におけるナイター照明使用の場合は別途費用を徴収する。 ※下記参照

① **マイクロバス使用毎 500~5,000 円** (※距離に応じて変動させます)

② 土日ナイター照明使用毎 500 円

*当クラブ活動は原則として、月会費内での活動を心掛けるものとする。

第8条【遠征】

- (1) 保険証のコピーを必ず携帯する。
- (2) 万が一事故が発生してしまった場合は臨時保護者説明会を開き対応を共有する。

第9条【保険の加入】

- (1) スポーツ傷害保険の加入手続きは、当クラブで行う。また傷害事故が起こった場合による 補償及び責任は、保険会社の約定通りとする。 *任意の医療保険等の加入は推奨します
- (2) スポーツ傷害保険は、活動中及び練習会場への行き帰りにのみ有効とする。

第10条【怪我への対応】

- (1) クラブ活動中の怪我には十分配慮しますが、万が一発生した場合、迅速な対応をする。
- (2) 活動中及び会場への行き帰り時に不慮の事故が起きた場合、応急処置または保険の手続きはクラブ側で行いますが、一切責任は負わないものとする。
- (3) 遠征時も含み親権者に必ず連絡をする。
- (4) 遠征時も含み救急車で搬送された場合の付き添いまたは費用は原則親権者をお願いする。

第11条【退会・除名】

- (1) 退会する場合は、事前にクラブ側に連絡をいれる事とする。
- (2) 退会を申し出た月の次月分から月会費は発生しない事とする。
- (3) 退会する場合の年会費はいかなる場合においても返金はしない事とする。
- (4) 当クラブの判断で、本規約を守れない者へ除名通達ならび除名できる。
- (5) 当クラブを著しく損ねる行動、言動があった場合、除名できる。

(除名対象事案)

- ① クラブ指定の服装で他チームの活動や外部の大会イベントに参加する
- ② SNSでの誹謗中傷と捉えられるような発信・投稿

第12条【休会】

- (1) 怪我などでサッカーが一ヶ月以上出来ない場合のみ休会としその期間の月会費は不要とする。但し自動振替で引落がされた場合は後日返金とする。
- (2) 本人の都合による練習への不参加や連絡なき場合は休会として認めれらず月会費は必要となる。

第13条【移籍】

協会が示す期間内のみ当クラブが対応する。

第14条【キッズゾーン採用について】

アメリカのユースクラブの加盟団体が推奨している「キッズゾーン」というプログラムを推進します。キッズゾーンとは「大人立入禁止」のエリア。日本サッカー協会（JFA）でも選手育成のガイドラインとしてプログラムを採用しております。

具体的に当クラブとしては、保護者の方によるサイドライン上からのネガティブ発言やサイドコーチングを排除すべく、クラブの指導方針に対して保護者の方にご賛同いただき応援に徹していただく関係性を作り、それを文化として構築したいというものです。

第15条【テスト期間中のトレーニングについて】

原則オフを設けず時間短縮・活動日数を調整したうえで実施する

活動日：平日3日→2日（19：00～20：00）

土日2日→どちらか1日のみ ※公式戦の場合は例外とする

第16条【選手の自立心を育てるための取組みとして】

子供たちの主体性を伸ばすために以下の取組みを実施します

- ① 挨拶や服装規定の徹底
- ② 欠席時は選手本人から担当コーチへ連絡すること

第17条【その他注意事項】

- (1) 天候及び運営の都合上、活動が中止になったり、変更になる事があります。
- (2) 選手の能力により、コーチの判断で学年にこだわらず練習や試合に参加させる事があります。
- (3) 父母の会や後援会はありませんので、練習の見学や試合の応援は自由です。但し練習場周辺の駐車マナーにご協力お願いします。
- (4) 特別な場合のみ、その対象選手の保護者による臨時父母会を結成する事ができる。(例：全国大会出場)

第18条【体験練習会参加の要綱】

- (1) 体験練習会に参加時、万が一の怪我等に関する責任は負いかねます。
- (2) 体験練習会に参加時、送迎の際の事故に関する責任も負いかねます。

第19条【個人情報】

入会時、申込用紙への記載された個人情報は、当クラブが責任を持って、管理・保管する。当クラブの運営活動上、必要範囲に限り利用するものとする。また、クラブ活動中の状況や記録などの情報を公開することを、入会に際し予めご了承願います。

第20条【免責】

会員（選手・親権者）による、不慮の事故等が生じた場合、一切の責任は負いません。また、保護者の送迎時、マイクロバスでの移動時等に際して、クラブ側への損害賠償等の責任は受け付けられないものとする。但し、保険会社との契約範囲内の補償はする。

第21条【同意・誓約】

本規約を十分に理解、承諾したものとし、当クラブへの入団に同意する。不慮の事故、怪我等で賠償責任が生じた場合、金銭的な請求・要求は行わないことを誓約する。入団申込書は契約書と効力のあるものとする。これをもって、当クラブと貴殿との契約とする。

第22条【附則】

本規約は、クラブ側が運営上、止む得ない場合、その都度改正することができるものとする。本規約は、令和5年4月1日より遂行する。